○関東地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さいたま市浦和区高砂四丁目二六番から同市浦和区高砂四丁目七三番一まで	前	一六・一メートル～五二・七メートル	一六〇・〇キロメートル
	後	一六・一メートル～一八・一メートル	一六〇・〇二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小原字平野八三五番五から同市緑区小原字平野八四〇番四まで	前	一〇・九メートル～一三・六メートル	一〇〇・〇キロメートル
	後	一〇・九メートル～一二・三メートル	一〇〇・〇三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	相模原市緑区小原字平野八四〇番四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年五月十五日

○関東地方整備局告示第二百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年五月十五日

○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A　一九・〇メートル～八五・〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一九・〇メートル～八五・〇メートル	三〇・一三四キロメートル	
		B　四・五メートル～一二三・七メートル	三三・八〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡市清水区小河内字坂本四二六番一地内	前	二九・七メートル四～六七・八メートル	〇・〇キロメートル
	後	三一・九メートル二～一八〇・一メートル五	〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十五日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第四百二十号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年三月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし